

神戸市小学校給食無償化に伴う非喫食者給付金交付要綱

令和8年6月5日 教育委員会事務局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、小学校給食無償化に伴い、食物アレルギー、宗教上の理由、長期欠席その他のやむを得ない事情により学校給食の提供を継続的に受けていない児童の保護者の負担を軽減するため、当該保護者に対し、予算の範囲内で神戸市小学校給食無償化に伴う非喫食者給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、給付金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程をいう。
- (2) 特別支援学校小学部 学校教育法第1条に規定する特別支援学校のうち、同法第76条に規定する小学部をいう。
- (3) 対象学校 神戸市立の小学校等及び特別支援学校小学部をいう。
- (4) 給付対象児童 対象学校に在籍する児童のうち、第4条第1項に規定する要件を満たすものをいう。
- (5) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (6) 停止届等 学校給食食物アレルギー対応の希望調査兼承認書又は神戸市小学校給食（停止・再開）届をいう。
- (7) 欠食日数 停止届等に基づき、学校において学校給食の発注を停止することができた日数をいう。
- (8) 対象月 歴月を単位として、第4条第2項又は第3項の要件を満たす月をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、給付対象児童の保護者であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 給付対象児童が対象学校に在籍していること。
- (2) 同一の非喫食に係る学校給食費相当額について、国、地方公共団体その他の者から、この給付金と同様の趣旨の給付又は補助を受けていないこと。
- (3) 保護者及びその属する世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(給付対象児童及び対象月)

第4条 給付対象児童は、対象学校に在籍する児童であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保護者が停止届等を学校へ提出していること。
 - (2) 停止届等に基づき、学校において学校給食の発注停止が行われていること。
 - (3) 主食、副食又は牛乳の一部欠食に該当しないこと。
- 2 対象月は、給付対象児童について、当該月において一度も学校給食の提供を受けていない月とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付対象児童について、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況その他の事情により学校給食の提供を継続的に受けていないものと市長が認めるときは、当該月において学校給食の提供を受けた日が、別に定める日数以内である場合に限り、当該月を対象月とすることができる。

(給付額)

第5条 給付額は、給付対象児童ごとに対象月ごとに算定した額を合計した額とする。

- 2 小学校等に在籍する給付対象児童に係る対象月ごとの給付額は、月額上限額の範囲内において、給食単価に欠食日数を乗じて得た額とする。
- 3 特別支援学校小学部に在籍する給付対象児童に係る対象月ごとの給付額は、月額上限額の範囲内において、給食単価に欠食日数を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の月額上限額及び給食単価は、別に定める。
- 5 第2項及び第3項の規定により算定した額は、学期ごとに確定し、支給するものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条に基づき給付金の交付を申請するときは、当該年度の市長が定める日から翌年1月31日まで（翌年1月31日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月28日条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い本市の休日でない日まで）の間に、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 書面による申請 給付金交付申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類
 - (2) 電磁的記録による申請 市長が別に定める方法により作成された電磁的記録その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、一次締切後に転入した者その他市長がやむを得ない事情があると認める者は、当該年度の3月31日まで（当該日が神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い本市の休日でない日まで）申請することができる。
- 3 申請は、年度ごとに1回行うものとし、当該申請により当該年度内の対象月に係る給付について有効とする。
- 4 申請期間内に申請があった場合は、当該年度内における申請前の対象月についても給付の対象とする。
- 5 停止届等の提出の有無その他給付対象児童の要件確認については、教育委員会及び学校において確認するものとし、申請者は停止届等の写しその他これに類する書類を提出することを要しない。（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、給付金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、給付金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、交付決定を受けた者について、学期ごとに給付額を確定するものとする。
- 5 第2項及び第3項の通知並びに第8条の通知は、書面又は電磁的記録により行うことができる。
- 6 前項の電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

(給付金の支給)

第8条 市長は、前条第4項の規定により給付額を確定したときは、申請者に対し、給付額確定通知書(様式第4号)によりその旨を通知するとともに、速やかに申請者の指定する口座に給付金を支給するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第2項の規定による通知を受けた場合において、補助金規則第9条による申請の取下げをするときは、給付金交付申請取下届出書(様式第5号)を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(変更等の届出及び返還)

第10条 申請者は、給付金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、給付金変更等届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 第4条第2項又は第3項に照らし、給付対象月の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第3条に規定する給付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 同一の非喫食に係る学校給食費相当額について、他の給付又は補助を受けたことが判明したとき。
- (5) 虚偽その他不正の申請又は報告があったとき。
- (6) その他既に交付した給付金の全部又は一部を返還すべき事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の届出があったとき、又は返還事由があると認めるときは、既に給付金を支給している場合においては、相当額について、給付金返還請求通知書(様式第7号)により返還を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による給付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を給付金交付決定取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に給付金を支給しているときは、市長は、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 第1項の規定により交付決定の取消しを受けた者に対しては、市長は、当該決定以降、本給付金の申請を受け付けないことができる。

(必要な調査等)

第 12 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項に基づき、給付金の支給を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

2 市長は、給付金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者の同意に基づき、学校その他の関係機関に対し、給付対象要件の確認に必要な事項について照会することができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 13 条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、健康教育課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日以後の対象月に係る給付金について適用する。

(令和 8 年 4 月分の特例)

3 令和 8 年 4 月分の給付金については、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定にかかわらず、同月 20 日までに停止届等を学校へ提出した場合は、当該月を対象月とする。